

随意契約理由

令和 7 年(2025年)8月1日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
発 注 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	令和 7 年度東西軸活性化事業「TOYONAKA ART-BRIDGE 2025」 実施業務委託
契 約 内 容	東西軸活性化事業「TOYONAKA ART BRIDGE 2025」における全体監修、 及びイベント企画・実施、それに伴う作品制作、及び広報物の作成
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 7 年（2025 年）8 月 1 日 令和 7 年（2025 年）8 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日ま で
契 約 の 相 手 方 （所在地・名称）	アートプロジェクト気流部 代表 森野 晋次 （京都市西京区大枝北沓掛町 5-18-2）
契 約 金 額	2,896,575 円（消費税込）
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当） 本業務は、市内の東西軸の両端に位置する服部緑地、原田緑地の大規模な再整備事業を契機に、東西軸周辺地域に点在する様々な地域資源をみがき、つなぎ、人の往来や交流の促進等を図ることにより、多くの人が訪れ、また多様な事業者の出店先として選ばれるような、多彩な魅力を備えた区域へと発展することを目的としている。 本事業の委託先として公募型プロポーザルにより受託候補者の審査選定を行った結果、アートプロジェクト気流部が優先交渉者として選定された。同社は東西軸活性化アクションプランを深く理解し、地域の特性を踏まえた企画提案となっており、また柔軟な対応も期待できる提案であったため、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に基づく随意契約を締結するものである。